

## 高橋昇議員（夢ネット21）

## 賛成

平成27年度予算について、夢ネット21の会派を代表して、一部要望を添えて、賛成の立場から討論を行う。

本年度の事業では新規事業も含め幅広い分野での施策に、市長の意気込みと優しさが随所に感じられる。

これより順次所見を述べていく。初めに、「暮らしやすさが実感できるまちづくり」では、区画整理の推進や都市計画道路長田・中線の延長事業、真岡ケーブルテレビ番組の充実を図り、安定した運営に取り組むよう期待する。

「学びと歴史・文化が豊かな心を育むまちづくり」では、学校図書館の充実など、学力向上に大きく前進するものと期待する。また、統廃合による改修や増築工事、老朽化に伴う小中学校のトイレの整備について、本年度に設計が着手されることは、子供たちも喜んでいえることと思う。また、旧長沼北小について、うまく利用はできないものか、考えていただきたい。またなか保健室については行政面でPRを図り、さらなる利用者が増えることを期待する。

芳賀赤十字病院の建設について

は、予定どおりの平成30年4月に開院ができるよう要望する。

次に、「自然と潤いがある安全快適なまちづくり」について、安全な水道水の配水管の整備や、完全な安定供給がなされることについて期待する。

ごみ対策につきましては、引き続き減量化と資源化の促進を掲げているので、今後は、ごみの散乱による衛生面での配慮も含め、ステーションの常設も考えてほしい。

次に、「市民の知恵と夢で拓くみんなのまちづくり」について、人口対策事業では、地方創生に取り組むための総合戦略プランを作成すること、大いに期待をしている。また、縁組センターの最大限の利用を要望する。

最後に、「効果的で市民にわかりやすいまちづくり」については、庁舎建設事業の基本設計の策定に着手することなので、早急に進め、予定どおり平成31年度中の完成をしていただきたい。

今後の行政面においては、多くの課題が山積しており、ぜひ本市の明るい将来のため、日本一安心なまちの実現に向けて、公平で公開な真岡市を掲げ、推進していくことを要望する。

## 大根田悦夫議員に出席停止の懲罰

## 大根田悦夫議員に対する懲罰の件

大根田悦夫議員は、2月26日の本会議における質疑・一般質問において、冒頭、不穏当な発言をしたことから、齊藤重一議長は、議会運営委員会にその取扱いを諮問しました。

議会運営委員会では、「不穏当な発言と認め、その発言を取り消させるべき」との結論に至りました。これを受け、

齊藤重一議長は本会議で発言

の取り消しを命じました。しかし、大根田悦夫議員はその発言の取り消し命令を拒否しました。これを受け、左に示したように懲罰動議が提出され、懲罰特別委員会が設置されました。

懲罰特別委員会では、「大根田悦夫議員は過去においても、幾度となく不穏当な発言や規律に反する行為をし、議長から嚴重注意を受けていることから

等を踏まえ、大根田悦夫議員

の言動は、議場の秩序を乱し、議会の品位を傷つけるものであり、市民の議会に対する信頼を損なうものである」との理由から、「出席停止（1日）」との結論に至りました。

13日の本会議において、懲罰特別委員会委員長から審査結果の報告があり、採決の結果、懲罰が可決（賛成22、反対4）されました。大根田悦夫議員は議長から出席停止の懲罰を宣告され、直ちに退場を命じられました。

## 大根田悦夫議員に対する懲罰動議

大根田悦夫議員は、2月26日の本会議における一般質問において、冒頭、不穏当な発言をして、議長からその発言の取り消しを命じられたにもかかわらず、拒否したことは誠に遺憾である。

大根田悦夫議員の行為は、地方自治法第129条第1項及び真岡市議会会議規則第54条第1項に違反するものであり、また、過去においても幾度となく不穏当な発言や規律に反する行為をして、議長から嚴重注意を受けていること等を踏まえると、懲罰を科すのが相当と思慮する。

よって、地方自治法第135条第2項及び真岡市議会会議規則第151条第1項の規定により大根田悦夫議員に対し懲罰を要求するものである。

